

浦添市ファシリティマネジメント施策に関するサウンディング型市場調査 実施要領

(令和5年9月14日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、浦添市（以下「市」という。）が所有又は管理する資産（土地、建物、構築物、設備等）とその環境を最適な状態で保有し、活用し、運営し、維持するための総合的な資産経営を行うファシリティマネジメント（以下「公共FM」という。）の推進に関する施策の一環として、市有施設の整備及び維持管理業務、その他の公共FMに関する事業において実施するサウンディング型市場調査（以下「サウンディング」という。）について必要な共通事項を定める。

(サウンディングの目的)

第2条 サウンディングの実施にあたっては、主に次の目的をもって実施する。

- (1) 事業の発案段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により民間の意見や提案を把握することにより、対象事業の検討の進展を図る。
- (2) 事業の発案段階で広く対外的に情報を共有することにより、民間の幅広い参入を促す。

(対象者)

第3条 サウンディングの対象者は、サウンディングの趣旨・目的を達成する意思を持つ民間企業、NPO法人等の法人、任意団体（以下「民間事業者等」という。）とし、個人は除くものとする。

(実施手順)

第4条 サウンディングは、次の手順で実施する。

- (1) 市は、実施要項を作成するとともに、解決すべき事項や民間事業者等から意見を求めたい事項等を明記したリストを作成し公表する。
- (2) 市は、より実情に即した意見等を求めることを目的に、必要に応じて事前説明会を開催する。
- (3) サウンディングへの参加を希望する民間事業者等は、申込期間中に必要な書類を市に提出する。
- (4) 市は、サウンディングへの参加を申し込んだ民間事業者等と、対面による対話を実施する。なお、民間事業者等のアイデアやノウハウを保護するため、対話は個別に実施するものとする。
- (5) 市は、サウンディングの実施概要について、市のホームページ等で公表する。

なお、公表にあたっては、参加者名は公表せず、また民間事業者等の知的財産を保護する観点から、意見等の公表については、事前に参加者の確認・了承を得るものとする。

(留意事項)

第5条 サウンディングの実施にあたり、次のことに留意する。

- (1) 市は、サウンディングの実施後に民間事業者等からの意見等を踏まえて事業化の方針や公募条件を検討し、条件が整った段階で事業者の募集を行うものとする。
- (2) サウンディングへの参加実績は、事業者公募における評価の対象としない。
- (3) サウンディングへの参加に要する全ての費用は、参加民間事業者等の負担とする。

(参加資格者)

第6条 サウンディングの参加資格者は「浦添市物品、役務に関する競争入札参加資格審査及び指名業者選定等に関する規程」の「競争入札の参加資格者」に準ずるものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、このサウンディングの施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。